

附属品検査マニュアル

[機-60202-20]

高圧ガス保安協会

様式 1 - 2

文書履歴

附属品検査マニュアル [機-60202]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
ー 0	2001.4.1	制定
ー 1	2004.4.1	①機能性通達の廃止・制定に伴う改正 ②手数料表の別規定に伴う改正 ③銀行名等の変更に伴う改正 ④附属様式 3-2 手数料単価区分欄の削除に伴う改正
ー 2	2005.2.1	「アセチレン容器の安全弁に関する基準」(KHK S 0125) 施行に伴う改正
ー 3	2005.3.1	①標準処理期間を規定 ②標準処理期間を 6 日に改正
ー 4	2005.3.31	① 4.2(7) (8) 及び様式 3~6 に CHGV 及び CHGT を追加 ②様式 9 の脚注を変更 ③附属書 1 に水素容器を追加し、同容器用附属品の材料を明記 ④附属書 2 に水素容器用附属品を追加 ⑤附属書様式 3-1 の近畿支部銀行支店名を改正
ー 5	2006.8.1	① 6.3(2) の「レーザー焼き付け」を「罫書」に改正 ② 6.3(3) の年の刻印に「西暦年」を追加 ③ 6.3(4) の質量の刻印に「少なくとも」を追加 ④ 6.4(6) 輸入された附属品の紛らわしくない刻印のうち「年月日」は除外
ー 6	2007.3.1	①鉄道車両に固定する容器に装置される附属品の申請に係る提出書類の追加 ②同附属品の検査成績書の記入方法を改正 ③附属品再検査成績書の様式を改正
ー 7	2007.12.1	①例示基準、例示基準以外の基準、大臣特認及び事前評価に基づく申請方法を区分 ②指定基準に基づく申請方法を明記 ③指定基準として「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」を規定
ー 8	2008.4.1	①手数料改正に伴う改正 (附属様式 1 - 2)
	2008.5.1	①安全弁作動圧力等の記載方法等を規定 (4.3.4) ②申請明細書記載事項を改正 (様式 1) ③附属書 1 及び附属書 2 を廃止
ー 9	2009.4.6	附属書 1 様式 1-1 中、機器検査事業部の住所を改正
ー 1 0	2010.10.1	附属書 1 手数料授受要領の見直し (予納金制度による支払いの廃止)

－ 1 1	2011.11.1	①「3 実施事務所」で別紙に掲げる事務所で実施することを規定し、別紙を規定 ②検査課長を容器検査課長に改正（様式 7 及び様式 8）
－ 1 2	2014.5.15	①附属書手数料授受要領の改正（請求書発行方法を変更） ②英文証明書の住所等を改正 ③別紙の「検査実施事務所一覧表」の改正（「所在地等」を削除） ④引用する通達及び KHKS の最新版適用
－ 1 3	2016.12.21	通達「容器保安規則の機能性基準の運用について（平成 25 年 5 月 15 日付け 20130409 商局第 4 号）」の改正に伴い、公開詳細基準事前評価書、一般詳細基準審査結果通知書等に係る条項を改正（4.3.2.3、5.2 及び様式 1）
－ 1 4	2018.4.1	通達の変更に基づく呼称変更（20130409 商局第 4 号→ 20180323 保局第 10 号）
－ 1 5	2021.8.2	①様式中の「印」の表記を削除（様式 2、様式 4、様式 11、参考） ②字句修正
－ 1 6	2022.1.11	①低温容器又は超低温容器に装置される附属品であってガスの種類が異なる場合の申請単位について規定（4.2(4)） ②通達の変更に基づく呼称変更（20180323 保局第 10 号→ 20190606 保局第 7 号）（4.3.2.1、参考） ③「アセチレン容器の安全弁に関する基準」（KHKS0125）の改正年度を（2013）から（2018）へ改正（5.3(3)） ④附属品検査刻印措置通知書及び附属品再検査刻印措置通知書に係る手続きを廃止（6.1） ⑤現地検査後に刻印の措置の決裁を行う場合の標準処理期間を削除（11 項） ⑥字句修正（2 項、4～9 項、11 項、様式 1～10、別表、参考、附属様式 1）
－ 1 7	2022.4.1	組織再編に伴う実施事務所名等の変更
－ 1 8	2023.1.29	容器保安規則の改正に伴い、FC4 類容器に装置される附属品の申請単位について規定（4.2(4)）
－ 1 9	2023.10.10	①検査対象に逆止弁の追加に伴う改正（2.1、4.2） ②装置される容器の種類に LPG 自動車用、CHGGV、CHGTV 及び LNGV を追加（4.2） ③「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」（KHKS0127）の改正年度を（2007）から（2023）へ改正（4.3.2、参考） ④「アセチレン容器の安全弁に関する基準」（KHKS0125）の改正年度を（2018）から（2023）へ改正（5.3） ⑤安全弁作動温度を刻印すべき安全弁の種類に熱作動式を追加（6.2）

		<p>⑥安全弁作動温度の刻印を例示基準及び実態と整合させるための改正（6.2）</p> <p>⑦申請明細書の新設に伴い装置される容器の種類から CHGV 及び CHGT を削除（様式 1）</p> <p>⑧ CHGV、CHGGV、CHGTV 及び CHGT の附属品用の申請明細書を新設（様式 1a）</p> <p>⑨ CHGGV 及び CHGTV の附属品の追加に伴う改正（様式 3）</p> <p>⑩ CNGV、CHGV、CHGGV、CHGTV、LNGV 及び CHGT の附属品の場合に備考欄に記載すべき事項を備考に追加（様式 3）</p> <p>⑪ CHGV の附属品用の検査成績書を新設（様式 5a）</p> <p>⑫ CHGGV 及び CHGTV の附属品用の検査成績書（設計確認試験用）を新設（様式 5b-1、様式 5b-2）</p> <p>⑬ CHGT の附属品用の検査成績書（設計確認試験用）を新設（様式 5c-1、様式 5c-2）</p> <p>⑭ CHGGV、CHGTV 及び CHGT の附属品用の検査成績書（組試験用）を新設（様式 5d）</p> <p>⑮ CHGGV 及び CHGTV の附属品の追加に伴う改正（様式 6）</p> <p>⑯字句修正（4.3.2、4.3.3、5.4、6.2、6.3、様式 1、3、5、6、7、附属様式 1）</p>
一 2 0	2024.4.1	Web 申請受付システムを用いた申請に係る業務を規定（4.3.2.1.、4.3.3、5.3、5.4、9、様式 11）

附属品検査マニュアル

[機-60202-20]

1 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が高圧ガス保安法（以下「法」という。）第49条の2に基づいて行う附属品検査及び法第49条の4第1項に基づいて行う附属品再検査（以下「検査等」という。）に適用する。

2 検査対象附属品

2.1 附属品検査の対象

附属品検査は、バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置及び逆止弁（以下「附属品」という。）であって、附属品の種類ごとに容器側から数えて第1番目に装置されるものを対象とする。ただし、次に掲げる附属品についてはこの限りでない。

（1）高圧ガス運送自動車用容器に装置する附属品であって次に掲げるもの

- ① 耐圧試験圧力の8/10以下で作動する安全弁と耐圧試験圧力の8/10を超える圧力で作動する安全弁が同一の容器について並列に装置されている場合における耐圧試験圧力の8/10を超える圧力で作動する安全弁
- ② 分析用取り出しバルブ
- ③ 圧力計元バルブであって圧力計の交換時のみに使用するもの
- ④ 安全弁元バルブであって安全弁の交換時のみに使用するもの
- ⑤ ポンプ吐出側に装置されるもの

（2）圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器に装置される溶栓式安全弁の溶栓部の気密性を保持するための破裂板

（3）ドレン弁及び均圧弁

2.2 附属品再検査の対象

附属品再検査は、協会が附属品検査を行い、これに合格した附属品を対象とする。

3 実施事務所

検査等は、別紙に掲げる機器検査事業部門及び各支部（以下「事務所」という。）において実施する。

4 検査等の申請

4. 1 検査等の申請

検査等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4.2及び4.3に定めるところにより申請を行うものとする。

4. 2 申請単位

申請は、次に掲げるすべての事項に適合する附属品ごとに行うものとする。

- (1) 本体が同一製造所において同一年月日に同一の材料チャージで製造されたものであること。ただし、附属品再検査にあつてはこの限りでない。
- (2) 耐圧性能及び気密性能に影響を及ぼす部品の数及び材料の種類が同一であるものであること。ただし、弁体樹脂部材（ケレップシート）の異なるものは同一とみなすことができる。
- (3) 耐圧試験圧力、最高充填圧力、安全弁作動圧力及び安全弁作動温度が同一のものであること。
- (4) 当該附属品が装置される容器に充填する高圧ガス（以下「充填ガス」という。）の名称が同一のもの又は当該附属品が装置される容器がFC1類容器、FC2類容器、FC3類容器若しくはFC4類容器であるものであること。ただし、次に掲げる充填ガスはそれぞれ同一とみなすことができる。
 - ① 充填ガスの名称が異なる圧縮ガス
 - ② R23及びR503
 - ③ CO₂、N₂O、SF₆及びC₂H₆
 - ④ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素、液化酸素及び液化天然ガス（当該附属品が装置される容器が低温容器又は超低温容器であつて、当該附属品の最低使用温度が同一である場合に限る。）
- (5) 本体が鑄鍛造製のものにあつては、鑄鍛造金型が同一のものであること。
- (6) 構造、寸法及び仕様が同一のものであること。ただし、次に掲げる内容に該当するものは同一とみなすことができる。
 - ① 充填口及び容器取付け部のねじの違い
 - ② サイホン管のねじの違い及び有無
 - ③ 本体及び容器取付け部のメッキの有無
 - ④ ヨーク弁ガイドピン穴の違い
 - ⑤ 安全弁と充填口が左右対称
 - ⑥ 破裂板に対する金メッキの有無
 - ⑦ ハンドル、サイホン管等の附属物の有無
- (7) 装置される容器の種類（低温・超低温、鉄道用、LPG自動車用、CNGV、CHGV、CHGGV、CHGTV、CHGT、LNGV又はその他の種類をいう。）が同一のものであること。
- (8) 装置される容器の内容積の区分（CNGV、CHGV又はCHGT以外に装置する附属品にあつては500L未満、500L以上1000L未満及び1000L以上の区分、CNGV、CHGV又はCHGTに装置する附属品にあつては150L未満及び150L以上の区分をいう。）が

同一のものであること。

- (9) バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置又は逆止弁の機能のうち2以上の機能を組み合わせた附属品（以下「複合附属品」という。）にあっては、複合附属品本体の鍛造金型が同一のものであること。

4. 3 申請方法

4.3.1 一般

申請者は、附属品検査にあっては4.3.2に、附属品再検査にあっては4.3.3に定めるところに従って申請を行うものとする。なお、附属品検査申請書、附属品再検査申請書、附属品検査申請明細書及び附属品再検査申請明細書の耐圧試験圧力、気密試験圧力及び安全弁作動圧力又は作動温度（以下総称して「安全弁作動圧力等」という。）の記載は4.3.4に定めるところによる。また、申請書その他の書類に用いる言語は、原則として日本語とする。

4.3.2 附属品検査

4.3.2.1 例示基準に基づく附属品検査

令和元年6月14日付通達「容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第7号）」（以下「機能性通達」という。）別表第2に掲げる基準（以下「例示基準」という。）に基づく附属品の検査を申請する者は、紙媒体による申請にあっては、1申請単位ごとに容器保安規則（以下「規則」という。）様式第3の「附属品検査申請書」及び様式1又は様式1aの「附属品検査申請明細書」に次の①から⑥までに定める書類（以下「検査添付書類」という。）のうち①から⑤までを添付したものの正副各1通を、Web申請受付システムを用いた電子媒体による申請（以下「Web申請」という。）にあっては、⑥に掲げる資料並びに1申請単位ごとに規則様式第3の「附属品検査申請書」及び様式1又は様式1aの「附属品検査申請明細書」に①から⑤までに掲げる資料を添付したものを、それぞれ事務所に申請する。なお、規則様式第3の「附属品検査申請書」中「附属品の数量」の値は様式1及び様式1aの「附属品検査申請明細書」中「数量」「検査」の欄と同じものとする。また、Web申請の場合は、Web申請手順書[機-50102C]に基づき申請を行うこと。

- ① 当該附属品に使用した材料の製造者が発行した材料試験結果証明書
- ② 構造図及び緊急しゃ断装置にあっては自動しゃ断設備を示す図面（従前の申請において協会に提出済みの図面と同一の場合、省略することができる。）
- ③ 4.2（2）及び（6）のただし書きに該当する場合にあっては、同一申請単位とみなした内容を記した一括申請明細書（別表の一括申請明細書（例）を参照）
- ④ 鉄道車両に固定する容器に装置される附属品であって当該申請が安全弁の場合、当該安全弁が装置される容器が必要とする吹き出し容量の計算書及び当該安全弁の吹き出し容量計算書

- ⑤ その他検査等に必要な資料
- ⑥ 様式 11 の「附属品検査等 Web 申請明細」(Web 申請に限る。)

4.3.2.2 例示基準以外の基準に基づく附属品検査

例示基準以外の基準に基づく附属品検査の申請(4.3.2.3 に基づく申請を除く。)は次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 例示基準以外の基準に基づく附属品検査を申請する者は、4.3.2.1 の規定による他、機能性通達 1.(2)②に定めるところにより、「容器検査等において適用すべき詳細基準」及び当該詳細基準が「機能性基準に適合していることを証する資料」を添付するものとする。この場合において、協会が指定する詳細基準(以下「指定基準」という。)に基づく附属品検査を申請するときは、当該「容器検査等において適用すべき詳細基準」及び「機能性基準に適合していることを証する資料」を「参考 指定基準に基づく検査の申請書類(例)」に基づき作成した資料とすることができる。
- (2) (1)の指定基準は、高圧ガス保安協会基準 KHKS 0127(2023)「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」とする。

4.3.2.3 特認等

経済産業大臣の特別認可(以下「特認」という。)、協会による事前評価(以下「事前評価」という。)及び一般詳細基準審査(以下「一般基準審査」という。)に基づく附属品検査を申請する者は、4.3.2.1 の規定による他、次の①、②又は③の資料を添付するものとする。

- ① 特認に基づく附属品にあつては、「容器保安規則に基づく特別認可について」(写)及び「特定案件事前評価結果について」(写)(附属品検査申請明細書に「特定案件事前評価結果について」の番号(以下「特認番号」という。)を記載すること。)
- ② 事前評価に基づく附属品にあつては、「容器検査等事前評価書」(写)又は「公開詳細基準事前評価書」(写)(附属品検査申請明細書に容器検査等事前評価書番号又は公開詳細基準事前評価書番号(以下「事前評価番号」という。)を記載すること。)
- ③ 一般基準審査に基づく附属品にあつては、「一般詳細基準審査結果通知書」(写)及び当該一般詳細基準(当該基準を用いた初回申請時に限る。)(附属品検査申請明細書に一般詳細基準審査結果通知書番号(以下「一般基準審査番号」という。)を記載すること。)

4.3.3 附属品再検査

申請者は、紙媒体による申請にあつては、1 申請単位ごとに、様式 2 の「附属品再検査申請書」及び様式 3 の「附属品再検査申請明細書」に次の①から④までに定める書類(以下「再検査添付書類」という。)のうち①から③までを添付したもの正副各 1 通を、Web 申請にあつては、④に掲げる資料並びに 1 申請単位ごとに様式 2 の「附属品再検査申請書」

及び様式3の「附属品再検査申請明細書」に①から③までに掲げる資料を添付したものを、それぞれ事務所に申請する。なお、Web申請の場合は、Web申請手順書[機-50102C]に基づき申請を行うこと。

- ① 構造図及び緊急しゃ断装置にあっては自動しゃ断設備を示す図面（従前の申請において協会に提出済みの図面と同一の場合、省略することができる。）
- ② 附属品再検査の規格及び方法について特認を受けた附属品にあっては、「容器保安規則に基づく特別認可について」（写）及び「特定案件事前評価結果について」（写）（附属品検査申請明細書に特認番号を記載すること。）
- ③ その他検査等に必要な資料
- ④ 様式11の「附属品検査等Web申請明細」（Web申請に限る。）

4.3.4 安全弁作動圧力等記載方法

安全弁作動圧力等の記載方法は次の(1)から(4)までに定めるところによる

- (1) 申請者は、次の①から③までに定めるところに従い申請書等に安全弁作動圧力等を記載する。
 - ① 充填ガスが圧縮ガスの場合にあつては「安全弁作動圧力等算出手順書」[機-60202A]（以下「手順書」という。）の別表1の定めるところにより算出した値を記載する。
 - ② 充填ガスが液化ガスの場合にあつては手順書別表2に定める値を記載する。
 - ③ 充填ガスが液化ガスであつて手順書別表2に記載のないガスにあつては、「手順書」に基づき安全弁作動圧力等を算出する。
- (2) (1)③により安全弁作動圧力等を算出した場合、申請者は様式4の「安全弁作動圧力等算出値確認依頼書」により機器検査事業部門又は支部を通じて機器検査事業部門に当該充填ガスの安全弁作動圧力等について確認を依頼する。なお、確認の依頼は、当該充填ガスの初度の申請に限る。
- (3) 機器検査事業部門容器・設備検査グループ容器検査チームリーダーは、(2)において確認を依頼された安全弁作動圧力等について確認を行い、算出された値が適切と認める場合様式4aの「安全弁作動圧力等算出値確認通知書」により申請者に通知する。
- (4) 申請者は、(3)の通知を受けた後に4.3.2の附属品検査申請をするものとする。

5 検査等の実施

5.1 検査等

検査等は、例示基準、指定基準、特認、事前評価を受けた基準又は一般詳細基準（以下「詳細基準等」という。）に基づき5.2に定める書類審査及び5.3に定める現地検査により行う。

5.2 書類審査

検査員は、次の(1)及び(2)に定めるところにより書類審査を行う。

- (1) 申請書、明細書及び検査添付書類又は再検査添付書類について検査実施に必要な事項がすべて記載されているか否かを審査し、誤りのないことを確認する。
- (2) 同一型式の確認、高圧ガスの種類における材料の制限等について、申請書、明細書及び検査添付書類により適切なものであるかを確認する。また、特認を受けた附属品にあつては「特定案件事前評価結果について」の内容を、事前評価を受けた附属品にあつては「容器等事前評価書」又は「公開詳細基準事前評価書」の内容を、一般基準審査を受けた基準を用いたものにあつては当該一般詳細基準の内容を、それぞれ確認する。

5.3 現地検査

検査員は、次に定めるところにより現地検査を行う。なお、申請者は、検査実施場所で申請書、明細書及び検査添付書類又は再検査添付書類の副本又は Web 申請で提出した電子データ等を閲覧できるように準備するものとする。

- (1) 現地検査は、附属品の製造を行う者の申請に係るものについては当該事業所で、輸入者の申請に係るものについては当該附属品の陸揚地で実施する。ただし、検査設備その他の理由により変更の必要があるときは、関係者協議のうえこれを変更することができる。
- (2) 検査員は、申請書類に記載された附属品と現地検査において現に受検する附属品とが一致していることを確認した後でなければ、現地検査を行ってはならない。
- (3) アセチレンを充填する容器に装置される溶栓式安全弁にあつては、安全弁作動試験を「アセチレン容器の安全弁に関する基準」(KHKS 0125(2023))「10.6 作動試験」に基づき実施することができる。また、耐圧試験にあつては、次の①から④までに適合する場合に限り申請者が実施した耐圧試験の記録を確認することより実施することができる。
 - ① 品質管理に優れている製造業者であつて、耐圧試験が製造工程の一環として行われていること。
 - ② 本体が鍛造品であること。
 - ③ 耐圧試験結果（試験圧力、圧力保持時間等の試験条件が記載されているものであつて、検査担当者の押印のあるものに限る。）が確認できること。
 - ④ 検査日に製造工程における耐圧試験の実施状況を確認できること。
- (4) 規格不適合が発生した場合、当該申請に係るすべての附属品を規格不適合とする。
- (5) 検査員は、附属品本体材料の使用数及び残量を確認する。

5.4 成績書の作成

検査員は、現地検査終了後に、次に定めるところにより成績書の作成等を行う。

- (1) 検査員は、附属品検査にあつては様式5から様式5dまでの「附属品検査成績書」、附属品再検査にあつては様式6の「附属品再検査成績書」（以下「検査成績書」とい

- う。)に必要事項を記入し、押印する。なお、当該申請が鉄道車両に固定する容器に装置される附属品である場合は、様式5の「検査成績書」は附属品ごとに作成する。
- (2) 申請者の検査担当者は、検査成績書の内容を確認し、その内容が適切である場合は確認欄に押印するものとする。
- (3) 申請者は検査成績書の正を、事務所は検査成績書の写しを保管するものとする。なお、Web申請の場合、事務所は、Web申請受付システムにより提出された検査成績書を保管する。

6 刻印の実施

6.1 刻印措置

検査等に合格した附属品には、6.2から6.5までに定めるところにより刻印措置がなされるものとする。この場合において、検査員は、現地検査に先立ち予め刻印措置に係る決裁を得たうえで、現地検査終了後検査場所において刻印措置を行うものとする。

6.2 刻印の事項

検査等に合格した附属品には、附属品検査にあつては規則第18条、附属品再検査にあつては規則第38条に定める事項を刻印する。ただし、バルブと一体になっていない安全弁の耐圧試験圧力における圧力にあつては、耐圧試験における圧力(記号 TP、単位メガパスカル)及びMを刻印する代わりに次に掲げる刻印を行う。

- (1) ばね式安全弁、破裂板式安全弁又は破裂板式及び溶栓式を組み合わせた安全弁にあつては、当該安全弁が装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の8/10(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製一般複合容器に装置される安全弁にあつては耐圧試験圧力、液化水素運送自動車用高圧安全弁にあつては最高充填圧力の数値の1.3倍、液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては当該安全弁を装置する容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の98%となる圧力)の値(記号 WP、単位メガパスカル)及びMを刻印する。この例を次に示す。

例：WP 15.99 M

- (2) 溶栓式その他の熱作動式安全弁にあつては、当該安全弁が装置される容器に充填される高圧ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の8/10(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及びプラスチックライナー製一般複合容器に装置される安全弁にあつては耐圧試験圧力)となる温度(FC容器に装置する安全弁にあつては60℃)以下の温度の値(単位℃)及び℃を刻印する。この例を次に示す。

例：60℃

6.3 刻印の方法

刻印は、次に定める方法に従って実施する。

- (1) 附属品検査にあつては規則第 18 条に定める方法、附属品再検査にあつては規則第 38 条に定める方法に従って刻印する。
- (2) 打刻、浮き出し又は罫書により附属品の厚肉の部分又は薄板へ刻印する。
- (3) 検査等に合格した年月日（以下「合格年月日」という。）は、年月日の順で刻印する。この場合、年は西暦年又は西暦年の下 2 桁を刻印する。
- (4) 質量は、すくなくとも小数点以下 1 桁まで刻印する。
- (5) 緊急しゃ断装置のうち緊急しゃ断弁に溶栓等の自動しゃ断部が組み込まれていないものにあつては、配管等に設ける自動しゃ断部の溶栓に検査実施者の名称の符号（以下「協会符号」という。）、自動しゃ断部本体に合格年月日及び附属品製造業者（検査を受けた者が附属品製造業者と異なる場合にあつては、附属品製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号（以下「附属品製造業者符号」という。）を刻印する。なお、溶栓式以外にあつては、自動しゃ断部本体に協会符号、合格年月日及び附属品製造業者符号を刻印する。

備考：国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあつては、(3)中「年月日」とあるのは「年月」と読み替えるものとする。

6.4 紛らわしい刻印に該当しないもの

次に掲げるものは、法第 49 条の 3 第 2 項に定める紛らわしい刻印に該当しないものとする。

- (1) 材料製造業者の識別番号を示すもの
- (2) 鍛造型を示すもの
- (3) 日本産業規格適合品を示すもの
- (4) ガスの名称を示すもの
- (5) 緊急しゃ断装置の操作圧力を示すもの
- (6) 輸入された附属品に行われている海外の附属品の規格に基づくもの。ただし、規則第 16 条第 3 号の規定に基づいて検査された附属品以外の附属品に刻印されている年月日についてはこの限りでない。

6.5 刻印の貸与等

協会は、附属品の製造の事業を行う者に対して、「刻印管理マニュアル」[機-00202]に定めるところにより協会符号の刻印を貸与等することができる。

7 証明書の発行

証明書の発行は、次の(1)又は(2)の方法に従って行う。

- (1) 協会は、申請に係る附属品が設計確認試験に合格したときは、様式7の「附属品設計確認試験合格証」を発行する。
- (2) 協会は、申請者が附属品検査結果証明書（英語版）の発行を希望する場合であって、当該発行を希望する附属品が現に附属品検査に合格している場合は様式8の「HIGH PRESSURE GAS CYLINDER VALVE INSPECTION CERTIFICATE」を発行する。

8 規格不適合の措置

協会は、申請に係る附属品が附属品検査又は附属品再検査の規格に適合しないと認められるときは、次の(1)から(3)までに定める措置を行う。

- (1) 協会は、当該申請が附属品検査の場合、規則第70条に基づき、附属品規格不適合報告書を提出する。
- (2) 協会は、当該申請が附属品再検査の場合、申請者に対し、様式9の「附属品再検査不合格通知書」を発行する。
- (3) 検査員は、くず化を確認する必要がある場合、不適合品が使用できないよう不適合箇所を潰す等の措置がなされていることを確認する。

9 検査等の申請取り下げ

申請者は、工程上の都合により申請を行った検査等を行えない場合、検査等の着手前に様式10の「附属品検査等申請取り下げ届書」により申請の取り下げを届け出るものとする。なお、当該申請がWeb申請の場合は、Web申請受付システムにより取り下げを申し出ることとする。

10 手数料

検査申請者又は再検査申請者は、検査等にかかる経費として、附属書の手数料授受要領に定めるところにより手数料を支払うものとする。なお、協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した当該手数料を返金しない。

11 標準処理期間

検査等の申請受付から検査等の合格日までの期間（以下「製造期間」という。）の標準処理期間は、6日（製造期間が6日を超える場合は、当該製造期間）とする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、10月1日、12月29日～12月31日及び1月1日～1月3日並びに申請者が申請書その他の書類の修正等に要する期間、申請者に起因する理由により要する期間等は除くものとする。

附則 このマニュアルは、平成13年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。ただし、附属様式 3-1 の本部振込先銀行支店名の改正は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

附則 この改正は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附則 この改正は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附則

1 この改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附属様式 1-2 の改正については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行の際現に「安全弁作動圧力等一覧」[機-60202A-2] に安全弁作動圧力等の値が規定されている充填ガス及び協会が安全弁作動圧力等の値を通知したもののについては、改正後の 4.3.4(2)の規定にかかわらず安全弁作動圧力等の確認の依頼を要しない。

附則 この改正は、平成 21 年 4 月 6 日から施行する。

附則 この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附則 この改正は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附則 この改正は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附則 この改正は、令和 4 年 1 月 11 日から施行する。

附則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、令和 5 年 1 月 29 日から施行する。

附則 この改正は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

附則 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 (装置される容器の種類がCHGV、CHGGV、CHGTV及びCHGT以外の附属品用)

附属品検査申請明細書		×整理番号		明細書番号	
附属品の種類	充填されるガスの種類	装置される容器の種類	装置される容器の内容積	数量	
バルブ 安全弁 口低圧 口高圧 緊急しゃ断装置	装置されるべき容器の種類	低温・超低温 鉄道用	500ℓ未満	申請	
		LNGV用	500ℓ以上1000ℓ未満		
	LPG自動車用 その他	1000ℓ以上	検査		
		CNGV	150ℓ未満、150ℓ以上		
附属品の記号・番号	自	至		質量 (kg)	
附属品の材料		試験年月日		明細書番号	
材料の種類 (対応規格)		規 格	引張試験 (JIS 試験片)	引張強さ(N/mm ²)	
材料証明書番号			衝撃試験	伸び率 (%)	
チャージ番号			化学成分検査	吸収エネルギー (J)	
				銅含有量 (%)	
耐圧試験における圧力	耐圧試験圧力		最高充填圧力	気密試験圧力	
MPa	MPa		MPa	MPa	
型 式 等	バルブの型式	グラッドナットねじの呼び径			mm
		安全弁の附随	有・無	弁開	弁棒往復・その他
	安全弁の型式	ばね式・可溶合金栓式・破裂板式(板の材質)			
		作動圧力	MPa	作動温度	℃
緊急しゃ断装置の型式	作動温度				℃
検査場所			検査希望年月日	年	月 日
備考	材料証明書(写)別添、最低使用温度(超低温、低温容器に限る。) ℃ 図面(図面番号)別添、その他() 適用する詳細基準() 特認番号() 事前評価番号() 一般基準審査番号() 設計確認試験合格証番号()				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。
 4 設計確認試験にあっては、検査希望年月日を検査開始希望年月日と読み替えるものとする。
 5 附属品の種類中「口低圧・口高圧」の欄は、液化水素運送自動車用のみ記載する。
 6 装置される容器の種類中「LPG自動車用」とは「自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。」ものとする。
 7 充填ガスが液化混合ガスを含む混合ガスの場合、充填ガスの種類の欄には、協会が様式4aの「安全弁作動圧力等算出値確認通知書」により付与するガス番号を併記する。
 8 申請を行う当該附属品が容器保安規則第19条第1号ハの規定にかかわらず安全弁を装着する場合、「備考」欄に「航空機用 容器保安規則第19条第1号ハ適用 安全弁作動試験は参考」と記載する。

様式 1 a (装置される容器の種類がCHGV、CHGGV、CHGTV及びCHGTの附属品用)

附属品検査申請明細書		× 整理番号		明細書番号	
附属品の種類	充填されるガスの種類	装置される容器の種類	装置される容器の内容積		数量
バルブ	装置されるべき容器の種類	CHGGV CHGTV	500ℓ未満		申請
安全弁			500ℓ以上1000ℓ未満		
緊急しゃ断装置		1000ℓ以上		検査	
逆止弁	CHGV CHGT		150ℓ未満、150ℓ以上		
附属品の記号・番号		自 至			
附属品の材料		試験年月日		明細書番号	
材料の種類 (対応規格)		規格	引張試験号 (JIS試験片)	引張強さ(N/mm ²)	
材料証明書番号				耐力(N/mm ²)	
チャージ番号				伸び率 (%)	
耐圧試験における圧力		耐圧試験圧力	最高充填圧力	気密試験圧力	
MPa		MPa	MPa	MPa	
型式等	バルブの型式	弁開		弁棒往復・その他	
		安全弁の附随 有・無		逆止弁の附随 有・無	
	安全弁の型式	作動温度 °C			
	緊急しゃ断装置の型式	作動温度 °C			
	逆止弁の型式				
検査場所			検査希望年月日	年 月 日	
備考	材料証明書(写)別添、公称使用圧力(CHGGV及びCHGTVに限る。) MPa				
	図面(図面番号)別添、その他()				
	適用する詳細基準()				
	特認番号() 事前評価番号()				
	一般基準審査番号() 設計確認試験合格証番号()				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。
 4 設計確認試験にあっては、検査希望年月日を検査開始希望年月日と読み替えるものとする。

様式 2

附属品再検査申請書	×整理番号	
	×受理年月日	
名称（事業所の名称を含む。）		
事務所所在地		
附属品所在地又は事業所所在地		
附属品の種類		
当該附属品が装置される容器に 充填されるガスの種類及び耐圧 試験圧力		
附属品の数量		

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式 3

附属品再検査申請明細書		× 整理番号		明細書番号	
名 称		事業所所在地			
附属品の種類	充填ガスの種類	装置される容器の種類	装置される容器の内容積	数 量	
バルブ 安全弁 口低圧 口高圧 緊急しゃ断装置 逆止弁		低温・超低温 鉄道用 CHGGV CHGTV LNGV用 その他	500ℓ未満 500ℓ以上 1000ℓ未満 1000ℓ以上	個	
		CNGV CHGV CHGT	150ℓ未満、 150ℓ以上		
附属品の記号・番号 及び 検査（再検査）年月日					
附属品の記号・番号		検査（再検査）年月日	附属品の記号・番号		検査（再検査）年月日
本体の材料規格					
耐圧試験における圧力		耐圧試験圧力	最高充填圧力	気密試験圧力	
MPa		MPa	MPa	MPa	
型式等	バルブの型式			安全弁の附随	有・無
				逆止弁の附随	有・無
	安全弁の型式	ばね式（作動圧力 MPa） ・ 可溶合金栓式 ・ 破裂板式 ・ その他（ ）			
	緊急しゃ断装置の型式				
	逆止弁の型式				
検査場所					
検査希望年月日					
備考	図面（図面番号 ）別添、 その他（ ）				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。
- 4 圧力及び応力等の単位に旧単位 (kg/cm²)、(kg/mm²)、(kg-m) を用いる場合は、旧単位を括弧書きで併記する。
- 5 附属品の種類中「口低圧・口高圧」の欄は、液化水素運送自動車用のみ記載する。
- 6 装置される容器の種類が「CHGGV」及び「CHGTV」の場合は、「検査（再検査）年月日」を「検査（再検査）年月」と読み替えるものとする。
- 7 装置される容器の種類が「CHGGV」、「CHGTV」、「LNGV」、「CNGV」、「CHGV」及び「CHGT」の場合は、備考欄に「容器に装置されていない附属品であって、容器に装置されたことがないもの」を記載する。

(元号) 年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

安全弁作動圧力等算出値確認依頼書

会社名

以下の高圧ガスについて「安全弁作動圧力等算出手順書」[機-60202A] に基づき安全弁作動圧力等の値を算出しましたので確認を依頼します。

高圧ガスの名称	耐圧試験 圧力	最高充填 圧力	気密試験 圧力	安全弁 作動圧力	安全弁 作動温度

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 算出にあたって使用した根拠資料を添付すること。

(元号) 年 月 日

殿

安全弁作動圧力等算出値確認通知書

高圧ガス保安協会

機器検査事業部門

容器・設備検査グループ

容器検査チームリーダー

印

貴社より(元号) 年 月 日付申請のありました安全弁作動圧力等の算出値は適切と認められますので通知します。

高圧ガスの名称	耐圧試験 圧力	最高充填 圧力	気密試験 圧力	安全弁 作動圧力	安全弁 作動温度	ガス番号

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 算出にあたって使用した根拠資料を添付すること。

様式5 (装置される容器の種類がCHGV、CHGGV、CHGTV及びCHGT以外の附属品用)

附属品検査成績書											
申請者			整理番号			確認欄					
検査場所			明細書番号								
附属品の種類及び数量その他											
附属品の種類		充填ガスの種類		装置される容器の種類		装置される容器の内容積		検査数量			
<input type="checkbox"/> バルブ <input type="checkbox"/> 安全弁 (<input type="checkbox"/> 低圧 <input type="checkbox"/> 高圧) <input type="checkbox"/> 緊急しゃ断装置				低温・超低温 鉄道用 LNGV用 LPG自動車用 その他		<input type="checkbox"/> 500ℓ未満 <input type="checkbox"/> 500ℓ以上1000ℓ未満 <input type="checkbox"/> 1000ℓ以上		個			
		CNGV		<input type="checkbox"/> 150ℓ未満 <input type="checkbox"/> 150ℓ以上							
附属品の記号・番号											
型式・名称						試験数		安全弁作動 (MPa)			
本体の材料規格								吹始め圧力		(60℃ 40℃) 破板圧力	
検査年月日		試験・検査項目		方法・結果							
年月日		引張試験 JIS 号試験片		引張強さ (min) 伸び率 (min)		N/mm ² %		1 2			
年月日		衝撃試験		吸収エネルギー (min)		J		3			
年月日		化学成分検査		銅含有量 (max 62%)		%		4			
年月日		材料成分		材料証明書による確認				5			
		材料証明書番号						6			
		チャージ番号						7			
		外観検査		個		外観の確認				8	
		耐圧試験		個		試験圧力		MPa		9	
		気密試験		個		試験圧力		MPa		10	
		性能試験		開閉操作		個		操作性の確認		11	
				グラントナット固定		個		トルク		N-m	
				安全弁作動		個		作動圧力 右記による		13	
				遠隔操作		全数		操作性の確認		14	
		溶栓作動温度		個		溶融温度		°C			
		自動緊急しゃ断		個		温度		°C			
年月日～年月日		安全弁圧力サイクル		大気圧～		MPa		17			
材料試験成績								18			
項目		試験片寸法			引張試験			19			
		直径 mm		原断面積 mm ²	標点距離 mm	荷重 N	伸び mm	引張強さ N/mm ²	伸び率 %	20	
材料メーカー								21			
								22			
備考									23		
									24		
									25		
検査結果： (適合 ・ 不適合)						(元号)		年 月 日			
						高圧ガス保安協会 検査員氏名		印			

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 5 a (装置される容器の種類がCHGVの附属品用)

附属品検査成績書				
申請者		整理番号		確認欄
検査場所		明細書番号		
附属品の種類及び数量その他				
附属品の種類	充填ガスの種類	装置される容器の種類	装置される容器の内容積	検査数量
<input type="checkbox"/> バルブ <input type="checkbox"/> 安全弁	CHG	CHGV	<input type="checkbox"/> 150ℓ未満 <input type="checkbox"/> 150ℓ以上	個
附属品の記号・番号				
型式・名称				
本体の材料規格				
検査年月日	試験・検査項目	方法・結果		
年 月 日	引張試験 JIS 号試験片	引張強さ (min)	N/mm ²	
		耐力 (min)	N/mm ²	
		伸び率 (min)	%	
年 月 日	材 料 成 分	材料証明書による確認		
	材料証明書番号			
	チャージ番号			
	外 観 検 査	個	外観の確認	
	耐 圧 試 験	個	試験圧力	MPa
	気 密 試 験	個	試験圧力	MPa
	性能試験	開 閉 操 作	個	操作性の確認
安全弁作動温度		個	熔融温度	°C
年 月 日 ~ 年 月 日	安全弁圧力サイクル	大気圧 ~ MPa		
備考				
検査結果： (適合 ・ 不適合) (元号) 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 高圧ガス保安協会 検査員氏名 </div> 印				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 5 b - 1 (装置される容器の種類がCHGGV及びCHGTVの附属品用)

附属品検査成績書 (設計確認試験)

申請年月日		申請者名		充填ガス	CHG
附属品の種類	安全弁	装置される容器の種類	CHGGV CHGTV	型式・名称	
耐圧試験圧力		最高充填圧力			

安全弁の適格性確認試験

番号	試験項目	試験検査結果	試験月日	判定	確認	検査員
1	圧力サイクル試験 Pressure cycling test	当該試験を実施後、 8、9及び10の試験の基準に適合すること。				
2	加速寿命試験 Accelerated life test	10時間未満で起動 (T _{act}) 適 否 500時間未満で起動しない (T _{life}) 適 否				
3	温度サイクル試験 Temperature cycling test	当該試験を実施後、 8、9及び10の試験の基準に適合すること。				
4	耐塩化物腐食試験 Salt corrosion resistance test	当該試験を実施後、 8、9及び10の試験の基準に適合すること。				
5	車両環境試験 Vehicle environment test	割れ、軟化、膨れ等の劣化 有 無 当該試験を実施後、 8、9及び10の試験の基準に適合すること。				
6	応力腐食割れ試験 Stress corrosion cracking test	銅合金製の構成部品に割れ又は剥離 有 無				
7	落下・振動試験 Drop and vibration test	落下による外部損傷 有 無 振動による外部損傷 有 無 当該試験を実施後、 8、9及び10の試験の基準に適合すること。				
8	漏れ試験 Leak test	安全弁からの漏れ 有 無 (漏れがある場合：漏れ速度 N _{mL} /h < 10 N _{mL} /h)				
9	作動試験 Bench top activation test	1、3、4、5及び7の試験を実施した安全弁の作動時間と 基準作動時間の差 分 < 2分 試験を実施していない2個の安全弁の作動時間の差 分 ≤ 2分				
10	流量試験 Flow rate test	最小流量 ≥ 最大流量 × 0.9				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考 2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 5 b - 2 (装置される容器の種類がCHGGV及びCHGTVの附属品用)

附属品検査成績書 (設計確認試験)

申請年月日		申請者名		充填ガス	CHG
附属品の種類	バルブ 逆止弁	装置される容器の種類	CHGGV CHGTV	型式・名称	
耐圧試験圧力		最高充填圧力			

バルブ等の適格性確認試験

番号	試験項目	試験検査結果	試験月日	判定	確認	検査員
1	耐圧強度試験 Hydrostatic strength test	構成部品の破壊 有 無 破壊圧力 MPa \geq 基準破壊圧力 MPa $\times 0.8$ MPa				
2	漏れ試験 Leak test	バルブ等からの漏れ 有 無 (漏れがある場合: 漏出速度 Nml/h < 10 Nml/h)				
3	限界温度圧力サイクル試験 Extreme temperature pressure cycling test	当該試験を実施後、 2の試験の基準に適合すること。 逆止弁は、チャタリングが発生する流量による流量試験実施後、1及び2の試験の基準に適合すること。				
4	耐塩化物腐食試験 Salt corrosion resistance test	割れ、軟化、膨れ等の劣化 有 無 当該試験を実施後、 1及び2の試験の基準に適合すること。				
5	車両環境試験 Vehicle environment test	割れ、軟化、膨れ等の劣化 有 無 当該試験を実施後、 1及び2の試験の基準に適合すること。				
6	大気暴露試験 Atmospheric exposure test	割れ又は劣化 有 無 オゾンへの耐性 適 否				
7	電気試験 Electrical tests	漏れ、弁開、その他発煙、発火、溶解等 有 無				
8	振動試験 Vibration test	落下による外部損傷 有 無 振動による外部損傷 有 無 当該試験を実施後、 8、9及び10の試験の基準に適合すること。				
9	応力腐食割れ試験 Stress corrosion cracking test	銅合金製の構成部品に割れ又は剥離 有 無				
10	予冷水素暴露試験 Pre-cooled hydrogen exposure test	当該試験を実施後、 2の試験の基準に適合すること。				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 5 c - 1 (装置される容器の種類がCHGTの附属品用)

附属品検査成績書 (設計確認試験)

申請年月日		申請者名		充填ガス	CHG
附属品の種類	安全弁	装置される容器の種類	CHGT	型式・名称	
耐圧試験圧力		最高充填圧力			

番号	試験項目	試験検査結果	試験月日	判定	確認	検査員
1	安全弁 圧力サイクル試験	安全弁からの漏れ等 有 無 当該試験を実施後、 7の試験の基準に適合すること。				
2	安全弁 加速寿命試験	10時間未満で起動 (T _{act}) 適 否 500時間未満で起動しない (T _{life}) 適 否				
3	安全弁 温度サイクル試験	安全弁からの漏れ等 有 無 当該試験を実施後、 7の試験の基準に適合すること。				
4	安全弁 耐塩化物腐食試験	安全弁からの漏れ等 有 無 当該試験を実施後、 7の試験の基準に適合すること。				
5	安全弁 落下・振動試験	落下による外部損傷 有 無 振動による外部損傷 有 無 安全弁からの漏れ等 有 無 当該試験を実施後、 7の試験の基準に適合すること。				
6	安全弁気密試験	安全弁からの漏れ等 有 無 当該試験を実施後、 7の試験の基準に適合すること。				
7	安全弁 作動・流量試験	1, 3, 4, 5及び6の試験を実施した安全弁の作動時間と 基準作動時間の差 分 ≤ 2分 試験を実施していない2個の安全弁の作動時間の差 分 ≤ 2分				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 5 c - 2 (装置される容器の種類がCHGTの附属品用)

附属品検査成績書 (設計確認試験)

申請年月日		申請者名		充填ガス	CHG
附属品の種類	バルブ 緊急しゃ断装置	装置される容器の種類	CHGT	型式・名称	
耐圧試験圧力		最高充填圧力			

番号	試験項目	試験検査結果	試験月日	判定	確認	検査員
1	バルブ等の 気密試験	バルブ等からの漏れ等 有 無				
2	バルブ等の 高圧加圧試験	破壊圧力 MPa > 保持圧力 MPa				
3	バルブ等の 耐塩化物腐食試験	割れ、軟化、膨れ 有 無 バルブ等からの漏れ等 有 無 破壊圧力 MPa > 2 の試験の破壊圧力 × 0.8 MPa 又は 破壊圧力 MPa > 最高充填圧力 × 4 MPa				
4	バルブ等の 振動試験	落下による外部損傷 有 無 振動による外部損傷 有 無 安全弁からの漏れ等 有 無 バルブ等からの漏れ等 有 無				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 5 d (装置される容器の種類がCHGGV、CHGTV及びCHGTの附属品用)

附属品検査成績書 (組試験)						
申請者				整理番号		
検査場所				明細書番号		
附属品の種類及び数量その他						
附属品の種類	充填ガスの種類	装置される容器の種類	装置される容器の内容積		検査数量	
<input type="checkbox"/> バルブ <input type="checkbox"/> 安全弁 <input type="checkbox"/> 緊急しゃ断装置 <input type="checkbox"/> 逆止弁	CHG	CHGGV CHGTV	<input type="checkbox"/> 500ℓ未満 <input type="checkbox"/> 500ℓ以上1000ℓ未満 <input type="checkbox"/> 1000ℓ以上		個	
		CHGT	<input type="checkbox"/> 150ℓ未満 <input type="checkbox"/> 150ℓ以上			
附属品の記号・番号						
型式・名称						
本体の材料規格						
検査年月日	試験・検査項目	方法・結果				
年 月 日	引張試験 JIS 号試験片	引張強さ (min)	N/mm ²			
		耐力 (min)	N/mm ²			
		伸び率 (min)	%			
年 月 日	材料成分	材料証明書による確認				
	材料証明書番号					
	チャージ番号					
	外観検査	個	外観の確認			
	耐圧試験	個	試験圧力	MPa		
	気密試験	個	試験圧力	MPa		
	性能試験	開閉操作	個	操作性の確認		
		遠隔操作	全数	操作性の確認		
		安全弁作動温度	個	溶融温度	℃	
自動緊急しゃ断	温度	℃				
備考						
検査結果： (適合 ・ 不適合) (元号) 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 高圧ガス保安協会 検査員氏名 印 </div>						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。

様式 6

附属品再検査成績書									
申請者					整理番号		確認欄		
検査場所					明細書番号				
附属品の種類及び数量その他									
附属品の種類		充填ガスの種類		装置される容器の種類		装置される容器の内容積			
<input type="checkbox"/> バルブ <input type="checkbox"/> 安全弁 (<input type="checkbox"/> 低圧 <input type="checkbox"/> 高圧) <input type="checkbox"/> 緊急しや断装置 <input type="checkbox"/> 逆止弁				低温・超低温 鉄道用 LNGV用 CHGGV CHGTV その他		<input type="checkbox"/> 500ℓ未満 <input type="checkbox"/> 500ℓ以上1000ℓ未満 <input type="checkbox"/> 1000ℓ以上			
				CNGV CHGV CHGT		<input type="checkbox"/> 150ℓ未満 <input type="checkbox"/> 150ℓ以上			
No.	附属品の記号・番号		No.	附属品の記号・番号		No.	附属品の記号・番号		
1			6			11			
2			7			12			
3			8			13			
4			9			14			
5			10			15			
型式・名称									
本体の材料規格						安全弁作動 (MPa)			
検査年月日		試験・検査項目		方法・結果		No.	吹始め圧力	吹止り圧力	
年 月 日		外 観 検 査		外観の確認		1			
		気 密 試 験		試験圧力		MPa	2		
		性 開 閉 操 作		操作性の確認		3			
		能 グラントナット固定		トルク		N-m	4		
		試 安全弁作動		作動圧力		右記による	5		
		験 遠隔操作		操作性の確認		6			
備 考						7			
						8			
						9			
						10			
						11			
						12			
						13			
						14			
						15			
						16			
						17			
						18			
						19			
						20			
検査結果： (適合 ・ 不適合)						(元号) 年 月 日			
				高圧ガス保安協会		検査員氏名 印			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 上記項目を満足するものであれば、本様式に限定するものではない。
 3 圧力及び応力等の単位に旧単位(kg/cm²)、(kg/mm²)、(kg-m)を用いる場合は、旧単位を括弧書きで併記する。
 4 附属品の記号・番号の「No.」と安全弁作動結果欄の「No.」は同一のものとする。
 5 附属品の種類中「低圧・高圧」の欄は、液化水素運送自動車用のみ記載する。

様式 8

**The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan**

(Koatsugasu Hoan Kyokai "KHK")

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

(本部住所、電話番号、FAX、e-mail)

HIGH PRESSURE GAS CYLINDER VALVE INSPECTION CERTIFICATE

Reference No.		Date of test
Manufacturer	Name	
	Address	
Quantity		

SPECIFICATION

Type				
Identification mark and number of valve				
Name of gas				
Material	Code			
	Tensile strength	Min.		N/mm ²
	Elongation	Min.		%
	Copper content	Max.		%
	Absorption energy	Min.		J
Hydraulic test pressure				MPa
Leakage test pressure				MPa
Safety device	Spring type	Set pressure	~	MPa
		Reseat pressure	Min.	MPa
	Bursting disc type	Bursting pressure	~	MPa
	Fusible plug type	Melting temperature	~	°C
Nominal weight				kg

STAMP MARKING

Date of passing inspection	
Identification mark of inspector (Mark of the High Pressure Gas Safety Institute of Japan)	KK
Identification mark of manufacturer	
Identification mark and number of valve	
Nominal weight in kg	W
Hydraulic test pressure in MPa	TP M
Type of cylinder to which the valve is to be fitted	

備考：上記項目が附属品検査結果項目と異なる場合にあっては、上記項目を附属品検査結果項目に応じたものに変更すること。

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

TESTS carried are shown below and the results of the tests are attached herewith.

Tests		Results	
Prototype test	Pressure cycling test		
Batch tests	Visual inspection		
	Tensile test		
	Chemical composition analysis		
	Impact test Charpy V		
	Hydraulic test		
	Leak test		
	Tests on the safety device	Set pressure	
		Reseat pressure	
		Bursting pressure	
		Melting temperature	
	Operation test		
Torque test			

Test items marked with asterisks (*) are carried out.

I hereby certify that the cylinder valves listed in this certificate have passed all the tests and inspections required by the High Pressure Gas Safety Law, Japan.

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

備考：上記項目が附属品検査結果項目と異なる場合にあっては、上記項目を附属品検査結果項目に応じたものに変更すること。

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

RESULT OF PRESSURE CYCLING TEST

Reference No.	Date of test
Valve manufacture	
Material manufacture	
Material	
Heat No.	

Lower cyclic pressure	MPa
Upper cyclic pressure	MPa
Frequency	cycles/minute
Number of pressurizations	cycles

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

RESULT OF TENSILE TEST

Reference No.	Date of test
Valve manufacture	
Material manufacture	
Material	
Heat No.	

Test piece	Diameter	mm
	Gauge length	mm
Tensile load		N
Elongation		mm
Tensile strength		N/mm ²
Elongation		%

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

RESULTS OF TESTS ON SAFETY DEVICE
(Spring type)

Reference No.		Date of test
Valve manufacture		
Material manufacture		
Material		
Heat No.		

No.	Start-to-discharge pressure MPa	Seal-off pressure MPa	No.	Start-to-discharge pressure MPa	Seal-off pressure MPa
1			14		
2			15		
3			16		
4			17		
5			18		
6			19		
7			20		
8			21		
9			22		
10			23		
11			24		
12			25		
13					

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

RESULTS OF TESTS ON SAFETY DEVICE
(Bursting disc type)

Reference No.	Date of test
Manufacture	
Customer	
Type	
Identification mark of valve	

No.	Bursted pressure MPa	No.	Bursted pressure MPa
1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

RESULTS OF TESTS ON SAFETY DEVICE
(Fusible plug type)

Reference No.	Date of test
Manufacture	
Customer	
Type	
Identification mark of valve	

Sample No.	Melting temperature °C
1	
2	

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

CERTIFICATE

Sheet No.

of sheets

RESULTS OF TESTS

(Other items)

Reference No.	Date of test
Manufacture	
Customer	
Type	
Identification mark of valve	

Date

The High Pressure Gas
Safety Institute of Japan

Signed

Inspector

様式 9

(元号) 年 月 日

殿

附属品再検査不合格通知書

高圧ガス保安協会
機器検査事業部門
支部

貴社より整理番号 　　　　　にて申請のありました下記附属品について附属品再検査を実施した結果、下記のとおり不合格となりましたので通知します。

記

1. 整理番号
2. 明細書番号：
3. 検査実施日：
4. 検査場所：
5. 不合格の内容：

様式 10

(元号) 年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

附属品検査等申請取り下げ届書

代表者氏名

以下の検査申請を取り下げますので宜しくお願いします。

整理番号	明細書番号	附属品の種類	ガス名	申請数量

理由（具体的に）

容器検査 チームリーダー 又は事務局長	指定検査員	検査員

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

検査実施事務所一覧表

事務所の名称	担当地域
機器検査事業部門	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県及び静岡県
中部支部	愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県
近畿支部	大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※ 各事務所の所在地及び連絡先並びに手数料振込口座は、当協会のホームページを参照のこと。

別表

一括申請明細書（例）

一括申請明細書		
		明細書番号 ○-○○
バルブの型式又は 安全弁の型式	○○-△△	○○-○○
記号及び番号	A 3 8	B 3 8
申請数量	5 0 0	7 0 0
図面番号	1 1 - 1 3 3	1 1 - 1 5 0
充填口取付け部ネジ	W26 山 14	W26 山 14
容器取付け部ネジ	V 3 (面直)	V 3 (面直)
サイホン管の有無	有	無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

参考 指定基準に基づく検査の申請書類(例)

(元号)〇〇年〇月〇日

高圧ガス保安協会 殿

附属品製造株式会社
代表者氏名

このたびの附属品検査申請において、例示基準に基づく検査以外の附属品検査を希望しますので、「容器保安規則の機能性基準の運用について(20190606 保局第7号)」に基づき、下記のとおり「容器検査等において適用すべき詳細基準」及び「機能性基準に適合していることを証する資料」を添付します。

記

1. 容器検査等において適用すべき詳細基準

高圧ガス保安協会基準 KHKS 0127(2023)「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」

2. 機能性基準に適合していることを証する資料

高圧ガス保安協会基準 KHKS 0127(2023)「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」
解説6による。

附属書 手数料授受要領

1 手数料授受

1. 1 手数料授受手続き

検査等の手数料授受手続きは1.2に定めるところにより行う。ただし、申請者が1.3に定める授受手続きを希望する場合は、その定めるところにより行う。

1. 2 検査等の終了後の振込

次に定める方法により検査等の手数料授受を行う。

- (1) 検査員は、検査等の終了時に附属様式1の「附属品検査手数料明細書」(白色紙)を発行する。
- (2) 協会は、原則として、検査月の翌月10日以内に前月分の検査手数料の請求書を発行する。
- (3) 申請者は、検査手数料を請求書に記載された口座に振り込む。このとき、振込み明細書等振り込みを証する書面の写しに請求書番号を記載し、機器検査事業部門にあっては容器・設備検査グループ容器検査チーム、支部にあっては支部事務所に送付する。

1. 3 申請時支払い

申請数と検査数の差が生じる恐れがなく手数料の返金が生じない申請をしようとする者にあつては、次に定めるところにより手数料授受を行うことができる。

- (1) 申請者は、申請時に検査等にかかる手数料を現金等により支払う。
- (2) 協会は、領収書を発行する。

2 手数料

検査等の手数料は、別に定めるところによる。

附属様式 1

附属品検査手数料明細書（青色紙 1 枚、白色紙 1 枚）

（元号） 年 月 日
 検査員

殿

整理（明細書）番号

附属品の種類		手数料の区分	単価(円)	個 数	手数料(円)	小計個数内訳	
C N G V C H G V C H G T 用 附属品 以外の 附属品	500L 未満の 容器用	1～ 1,000個目				バルブ	
		1,001～ 5,000個目					
		5,001～ 10,000個目				安全弁	
		10,001個目以上					
	小 計		—				
	500L 以上	1～ 50個目				バルブ	
		51～ 100個目					
		1000L 未満の 容器用	101～ 150個目			安全弁	
		151個目以上					
	小 計		—				
	1000L 以上の 容器用	1～ 50個目				バルブ	
		51～ 100個目				安全弁	
101～ 150個目					緊急しや 断装置		
151個目以上							
小 計		—					
C N G V C H G V C H G T 用 附属品	150L 未満の 容器用	1～ 5,000個目				バルブ	
		5,001～ 10,000個目					
		10,001個目以上				安全弁	
		小 計	—				
	150L 以上の 容器用	1～ 5,000個目				バルブ	
		5,001～ 10,000個目					
		10,001個目以上				安全弁	
		小 計	—				
再 検 査							
合 計		—	—			—	

高圧ガス保安協会

備考 小計個数内訳欄に記載のない附属品である場合は、適宜記載を変更して使用する。